

## ウォーカブル推進税制を活用するには

### 滞在快適性等向上区域

#### (まちなかウォーカブル区域) を設定する

都市再生整備計画区域内において、賑わい溢れるまちなかづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域として、**概ね1 km程度以内の歩ける範囲**の市町村が区域を定める※

※複数の区域を設定することも可能である。



(出典：国土交通省HP)

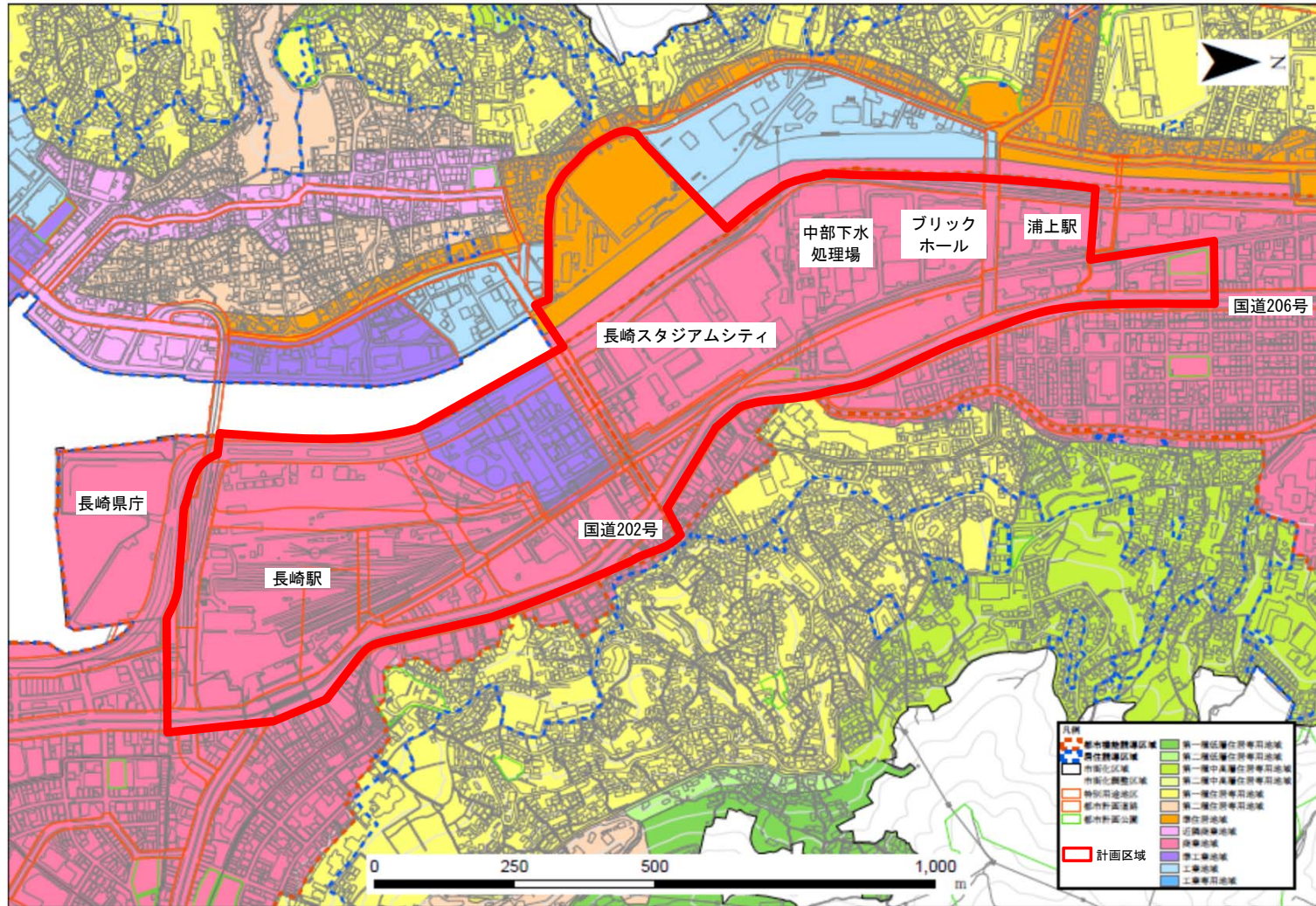
長崎駅周辺地区(第2期)(長崎県長崎市)

面積

78 ha

区域

尾上町、八千代町、幸町、茂里町、川口町、宝町、稲佐町





<p>まちなか地区(第3期)(長崎県長崎市)</p>	<p>面積</p>	<p>186 ha</p>	<p>区域</p>	<p>桶屋町、出来大工町、勝山町、大井手町、今博多町、古町、桶屋町、諏訪町、魚の町、栄町、古川町、賑町、万屋町、築町、浜町、銅座町、江戸町、五島町、榊島町、万才町、金屋町、興善町、桜町、恵美須町、中町、上町、八百屋町、東古川町、船大工町、寄合町、籠町の全部と                  桜馬場1丁目、新大工町、伊勢町、伊良林1丁目、寺町、八幡町、馬町、炉粕町、鍛冶屋町、油屋町、高平町、東小島町、出島町、元船町、大黒町、御船蔵町、西坂町、筑後町、玉園町、立山1丁目、立山2丁目、上西山町、下西山町、片淵1丁目、夫婦川町、銀屋町、本石灰町、丸山町、中小島1丁目、西小島1丁目、西小島2丁目、館内町、稲田町、中新町、十人町、新地町、東山手町、梅香崎町、尾上町、常盤町の一部</p>
----------------------------	-----------	---------------	-----------	--

